

アーカイブズ
所蔵資料を読む 第14回

芸娼妓解放令後の飯盛女―娘・よねの行方を尋ねて

明治5年『娼妓解放』（常務掛）

東京府文書 請求番号 604.A2.12

江戸時代、街道沿いの宿場で「飯盛女^{めしちりおんな}」と呼ばれる女性たちが働いていたのをご存じでしょうか。彼女たちの仕事は本来であれば文字通り旅籠^{はたご}で「飯を盛る」こと、すなわち給仕や雑用です。しかし実際には、その多くが「売春」をおこなっていたことが知られています。

今回は、飯盛女たちが明治になって親元へ戻されることになった際、飯盛女のひとりであったよねという娘が、その父・善蔵にひきとられるまでの顛末^{てんまつ}を紹介します。採録されているのは『娼妓解放』という明治五年（一八七二）の東京府文書です。

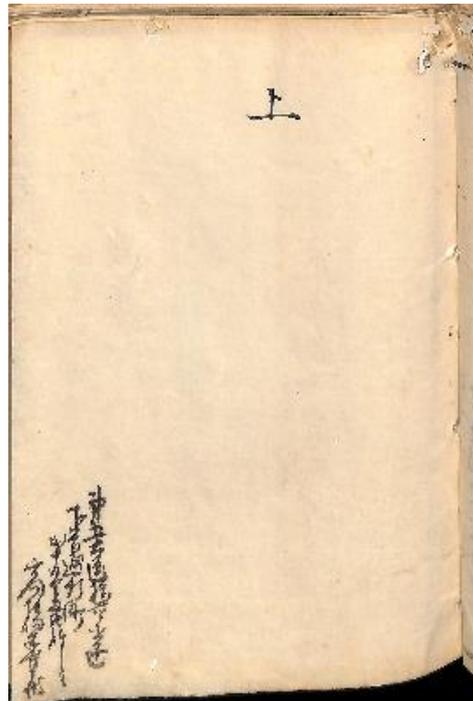
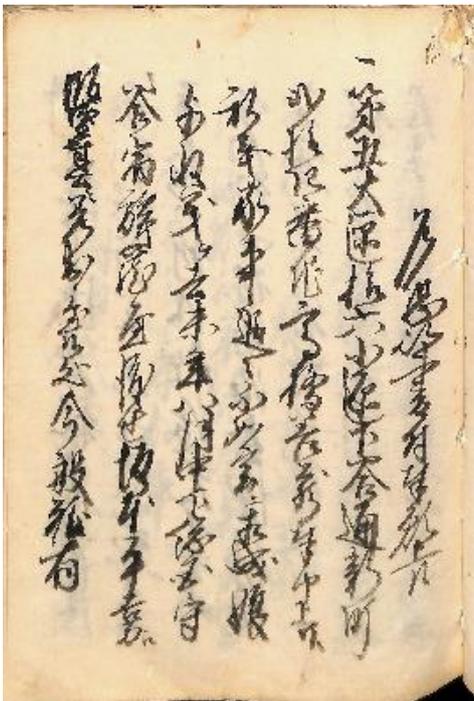


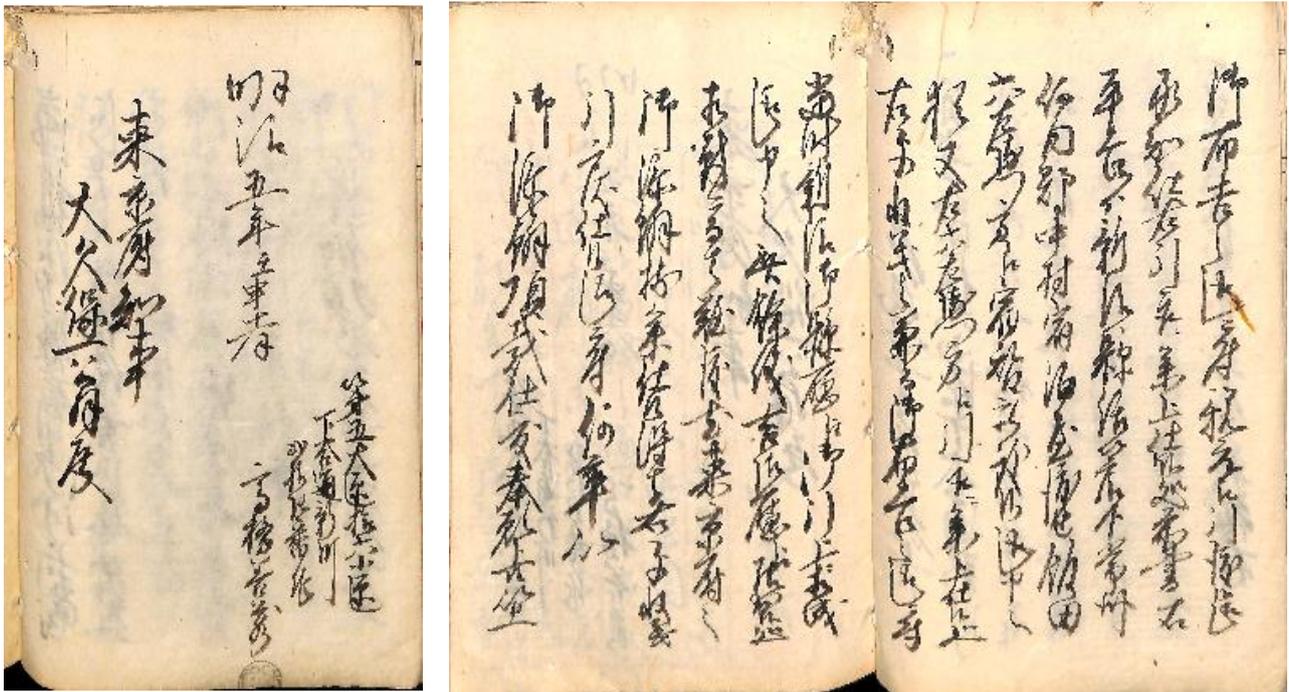
東京府文書『娼妓解放』（表紙）

それでは、早速資料を読んでいきましょう。

1. 【資料】

東京府文書「下谷通新町高橋善蔵より娘よね儀新治県信太郡中村宿旅籠屋渡世飯田六右衛門抱飯売（飯盛）女に差出候処今般御布告之趣も有之候に付本人引取度旨願出に付東京府知事より新治県知事へ照会に對し同よね及同所飯売（飯盛）女せいの件回答」明治5年（一八七二）／娼妓解放（常務掛）（請求番号 604.A2.12）





2. 【解説文】

上

第五大区 拾六ノ小区

下谷通新町

式十四番地所

高橋善藏

乍恐以書付奉願上候

一 第五大区 拾六小区 下谷通新町

式拾四番地 高橋善藏 奉申上候

私義家事 追々不如意ニ相成娘

おね 義ヲ去末八月 中下総国守

谷宿旅籠屋 渡世坂本平吉方立

飯盛 奉公ニ差出 置候処今般難有
 御布 告之趣ニ付 親 元江引渡候趣
 承知仕右引取ニ参上仕候処前書右
 承知仕右引取ニ参上仕候処前書右
 平吉方新治 県御管下常州
 何内郡中村宿 泊屋渡世飯田
 何内郡中村宿 泊屋渡世飯田
 六左衛門方江宿 替被致候趣申之
 猶又右六左衛門方江引取ニ参上仕候処
 右よね義者 兼而御布告之趣ニ付
 右よね義者 兼而御布告之趣ニ付
 當時新治 御 県庁 江御引上ニ相成
 趣申之 無余儀 右御庁 江罷出候処
 相対ニ而者 難渡 尤東京府之
 相対ニ而者 難渡 尤東京府之

御添翰持参仕候得者 右よね義
 引戻仕候趣ニ付 何卒以
 御添翰 頂戴仕度 奉願上候以上
 第五大区 拾六小区
 第五大区 拾六小区
 下谷通 新町
 下谷通 新町
 式拾四番地
 式拾四番地
 明治五年 壬申十一月
 高橋善藏 (印)
 東京府知事
 東京府知事
 大久保一翁 殿
 大久保一翁 殿
 大久保一翁 殿
 大久保一翁 殿

上

第五大区拾六ノ小区

下谷通新町

式十四番地所

高橋善蔵

乍恐以書付奉願上候

一 第五大区拾六ノ小区下谷通新町
式拾四番地高橋善蔵奉申上候
私義家事追々不如意ニ相成娘
よね義ヲ去末年八月中下総国守
谷宿旅籠屋渡世坂本平吉方江
飯盛奉公ニ差出置候処今般難有
御布告之趣ニ付親元江引渡候趣
承知仕右引取ニ参上仕候処前書右
平吉方新治県御管下常州
何内郡中村宿泊屋渡世飯田
六左衛門方江宿替被致候趣申之
猶又右六左衛門方江引取ニ参上仕候処
右よね義者兼而御布告之趣ニ付
当時新治御県庁江御引上ニ相成
趣申之無余儀右御庁江罷出候処
相對ニ而者難渡尤東京府之
御添翰持参仕候得者右よね義

引戻仕候趣ニ付何卒以
御添翰頂戴仕度奉願上候、以上

第五大区拾六小区

下谷通新町

式拾四番地

明治五年壬申十一月

高橋善蔵印

東京府知事

大久保一翁殿

3. 【読み下し例】

上

第五大区拾六ノ小区

下谷通新町

式十四番地所

高橋善蔵

恐れながら書付を以て願い上げ奉り候

一、第五大区拾六ノ小区下谷通新町

式拾四番地高橋善蔵申し上げ奉り候

私義、家事追々不如意に相成り、娘

よね義を去る末年八月中下総国守

谷宿旅籠屋渡世坂本平吉方へ

飯盛奉公に差し出し置き候ところ、今般有り難き

御布告の趣につき親元へ引き渡し候趣

承知仕り右引き取りに参上仕り候ところ、前書右

平吉より新治県御管下常州

何内郡中村宿泊屋渡世飯田

六左衛門方へ宿替致させ候趣これ申し

猶又右六左衛門方へ引き取りに参上仕り候ところ

右よね義はかねて御布告の趣につき

当時新治御県庁へ御引き上げに相成る

趣これ申し、余儀なく右御庁へ罷り出で候ところ

相對にては渡し難く、もつとも東京府の

御添翰持参仕り候えば右よね義

引き戻し仕り候趣につき、何卒もつて*

御添翰を頂戴仕りたく願ひ上げ奉り候、以上

第五大区拾六小区

下谷通新町

式拾四番地

高橋善蔵^印

明治五年壬申十一月

東京府知事

大久保一翁殿

*【平出（平頭抄出）】敬意を表すべき語句がある場合、その直前で改行し、行頭に置くこと。ここでは「御添翰」を行頭に置いている。

4. 資料解説

この資料は、したやとおりしんまち下谷通新町の高橋善蔵という人物が、飯盛女として働く

自分の娘・よねを引き取るにあたり、にい はり新治県への添翰（てんかんとも。添え状）を作成してくれるよう東京府に願ひ出ている文書です。

めしもりおんな飯盛女ははじめにも触れたとおり、街道沿いの宿々で給仕や雑用に従事し、さらには売春をおこなった女性たちです。「食売女」や「飯売女」、「宿場女郎」など、さまざまな呼称がありました。飯盛女を旅籠はたごに置くことが許されるようになったのは、江戸中期頃の享保三年（一七一八）です。宿場助成の一環として江戸十里四方の宿屋一軒につき二名の飯盛女を抱え置くことが許可され、他宿も基本的にはこれに準じることとなりました。ただし、江戸幕府は公認の遊廓以外での買売春を認めていません。したがって飯盛女はあくまで接客をする女性として許されたのですが、実際には売春をおこなっており、幕府もそのことを「黙認」していました。

ここで掲載した文書からは、高橋善蔵の娘・よねが、明治四年（一八七一）八月から飯盛女として奉公勤めをしていたことがわかります。父・善蔵の住まいであるしたやとおりしんまち下谷通新町は現在の東京都荒川区南千住、それに対してよねがはじめに勤めたのはしんじょうのくにちりやしきく下総国守谷宿で、現在の茨城県守谷市にあたります。南千住から守谷宿までは約四〇km（十里）、徒歩で一日がかりの道のりです。南千住のあたりには千住宿などの大きな宿場もあり、なぜよねがわざわざ遠く離れた場所で奉公をすることになったのかはわかりません。あるいは善蔵の方が引越したのかもしれないが、いずれにせよよねを奉公に出した理由は「家事追々不如意に相成り」とあり、家計が苦しくなったことでした。

しかし、よねが飯盛奉公に出ておよそ一年後、善蔵はよねを引き取り

にいくことになりました。娘を奉公に出さなくて良いほど家計が上向いたからかという、そういう訳ではありません。資料にはその理由について「今般有り難き御布告の趣につき親元へ引き渡し候趣承知仕り…」と書かれています。すなわち「御布告」があつたために、善蔵はよねを迎えに行くことになったのです。

ここでいう「御布告」とは、明治五年（一八七二）に出された「芸娼妓解放令」と呼ばれる一連の布達です（太政官布告第二九五号・司法省達第二二二号）。これは文字通り芸妓（芸者）や娼妓（遊女）等の奉公人を「解放」するもので、芸娼妓等に借金返済の義務のないことや、人身売買の禁止が通達されました。これを機に借金で縛られていた多くの芸娼妓が遊廓を後にし、旅籠で奉公をしていた飯盛女もまた、親元へ引き取られることになったのです。

さて、解放令を受け守谷宿をわざわざ訪れた善蔵ですが、娘が勤めているのは坂本平吉の旅籠屋に、よねの姿はありませんでした。なんと善蔵が知らない間に、よねは中村宿の泊屋（宿屋の書き違いか）に「宿替」をさせられていたのです。

宿替は、住替ともいい、奉公人が勤め先をうつることです。遊女や飯盛女等の「奉公証文」には「どこへ宿替になつても文句はいいません」との条項があり、しばしば抱え主の事情で他の店へ売り渡されました。

よねが住み替えたのは、新治県管下の常陸国信太郡の中村宿。新治県は明治初期、茨城県・千葉県の一部に置かれた県です。その管下にあつた信太郡は、掲載の資料では「何内郡」と書かれていますがおそらく善蔵はこのあたりの地名をよくわかつておらず、隣接する河内郡と書こう

として、さらに「何内郡」と書き間違えたのでしょう。

中村宿は水戸街道沿いの宿場で、現在の茨城県土浦市中にあたります。街道でつながってはいるものの、守谷宿からはまた随分と離れた場所です。南千住から考えればなおのことですが、遠い道のりをたどってきた善蔵の災難はなおも続きます。ようやく中村宿に到着したかと思えば、よねの引き渡しについては新治県庁に掛け合うべきことをよねの抱え主・飯田六左衛門から伝えられたのです。幸い新治県庁（土浦城本丸御殿）はそう遠くありませんでしたが、仕方なく県庁を訪れたら訪れたで、今度は「東京府からの添翰（添え状）がないとよねは引き渡せない」と言われてしまいました。そうして泣く泣く引き返し、東京府からの添翰を願ったのがここで掲載した文書という訳です。

こののち善蔵の苦労は実を結び、十二月初めには無事よねを引き取ることができました。他の例をみると、手順にのっとりつてもすぐに娘を引き渡してもらえなかったり、たらい回しにされた挙句に路銀（旅費）が尽きてしまうなんてこともあつたとか。それを考えれば、善蔵は娘を連れ戻せただけ良かったのかもしれない。もっとも、親元に帰りがたらず逃げ出す娘たちもいたようですから、引き取られることが必ずしも幸せだったとは限りませんが。

さて、今回は飯盛女の「解放」をめぐる資料をみてきましたが、彼女達がこの時「解放」されたからといって、これ以降買売春の制度がなくなつた訳ではありません。明治五年の解放令はあくまで明治政府が諸外国への体面を保つために急場しのぎで出されたものに過ぎず、すぐさま新たな形で買売春が許されるようになりました。遊女たちは自らの意思で

売春をする娼妓とされ、遊女屋や抱え主は娼妓に営業のための場所を貸す「貸座敷」業であるとする新たな論理が作り出されました。女性の身体を商品として管理する人権侵害は継続されていたのです。貧困のため再び売春稼業を選ばざるを得ない女性も多く、このとき「解放」されたよねも、この後どうなったかはわかりません。

〈主要参考文献〉

- ・ 石井良助「遊女、飯盛等奉公請状」『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五
- ・ 宇佐美ミサ子『宿場と飯盛女』同成社、二〇〇〇
- ・ 人見佐知子『近代公娼制度の社会史的研究』日本経済評論社、二〇一五
- ・ 横山百合子『江戸東京の明治維新』岩波新書、二〇一八

〈資料情報〉

「下谷通新町高橋善蔵より娘よね儀新治県信太郡中村宿旅籠屋渡世飯田六右衛門抱飯売(飯盛)女に差出候処今般御布告之趣も有之候に付本人引取度旨願出に付東京府知事より新治県知事へ照会に対し同よね及同所飯売(飯盛)女せいの件回答」明治五年(一八七二)／娼妓解放(常務掛)(請求番号: 604. A2. 12)

https://www.archives.metro.tokyo.lg.jp/detail?c1s=collection_04&pkey=557367